

## 論点および集約・確認

～基本高水、基本方針、整備計画、新規ダム～

### 1. 委員の意見集約（前回欠席、退席委員の補充）

基本高水 A (4700) 7名+3名 = 10名

B (4000) 11名+1名 = 12名 (保留 = 1名)

整備計画における新規ダム × 14名+3名 = 17名 ( 前回のまとめから×の1名がへ)  
2名+1名 = 3名  
1名+1名 = 2名 ( 不詳が1名)

整備計画の目標値

言及者（ふれた人数） 9名+4名 = 13名

1/30 より下げる又は低い数値 6名+3名 = 9名 (うち具体の数値 = 4名)

1/30 めざすべき 2名+2名 = 4名

### 2. 基本高水

2時間半近くの議論を経たが、2つの数値の選択については合意をみるまでには至らなかった。しかし、共通理解しておくべき課題として、以下の4点について集約し、確認事項と今後の論点をまとめた。

「基本高水の定義」自体はすでに繰り返し確認済みであり、委員間に齟齬はないはずである。これまでに確認してきた「定義」をあらためて確認したい。対立しているのは「定義」の違いではなく、基本高水の数値をどのように選択するかという次元の問題である。

「治水の安全性」の問題と「洪水確率」の問題が混同されて議論され、ややこしくなっている。「治水の計画規模」「治水安全度」「確率」について、それぞれ考え方を明確にしておく必要がある。

「治水の目標値」である基本高水の「数値」について、一人ひとりの“現実感”との距離に乖離があり、その“距離感”の違いが意見対立になってはいないか検討する必要がある。

大きな数値を選択すると新規ダムが入ってくるという“ダムの影”が数値の選択論争に反映していないかどうか、検討する必要がある。

### 3. 整備計画

整備計画の目標流量について、県は「上下流のバランス」論を優先して1/30の計画規模を主張し、その実現のために新規ダムの位置づけが不可欠と主張しているが、委員の大半は「新規ダムを位置づけるための条件が整っていない」と、整備計画への新規ダムの位置づけに反対している。整備計画の目標流量は、県自身が説明してきた「30年間で対策が実現可能な目標」「30年間にできる工事量と事業費に制約される」という原点に戻るべきであるという委員の多数意見が対立している。現時点では新規ダムの位置づけが困難であるとしている委員の多くは、新規ダムなしでも実現できる目標値にすべきであると主張している。

流域対策は整備計画レベルの効果量試算では、基本方針レベルの効果量よりも大きな効果量が見

込めることが判明した。県の提示した整備計画で $20\text{ m}^3/\text{s}$ という効果量の実現目標は、あまりにも進捗率の目標が低い。進捗率の向上を図る方向で、WTで具体的な数値を検討する。

既存ダムの活用と遊水地については、県は青野ダムで $50\text{ m}^3/\text{s}$ 、遊水地で1ヶ所 $50\text{ m}^3/\text{s}$ しか見込んでいない。青野ダムをはじめ他の利水ダムの上乗せや遊水地を上乗せする方向で、WTでさらに具体案を検討する。

整備計画の目標を規定する大きな要素である「事業費」について、県の選択肢では「新規ダムあり」の場合と「ダムなし」の場合では前提とする事業費に2倍以上の開きがある。県は「ダム予算はその他の河川事業と別の予算費目になる」とし、ダムを入れなければダム予算に相当する事業費は挙げられないと主張しているが、仮に国の補助事業枠を動かせないとしても、ダムの場合に生じる県負担分（補助率 1/2）を河道対策や遊水地、既存ダムの対策に充当しなければ、正当な計画の評価をできない。

#### 4. 新規ダムの位置づけ

基本方針では、基本高水数値の選択肢にかかわらず、河道と流域対策だけでは治水に対応できず、洪水調節施設で分担することが必要になる。

その場合には、新規ダムを含めた3つの洪水調節施設のいずれも、それぞれに抱えている問題点を検討する課題が残っており、現時点ではいずれかを選択することは困難である。不足分は3つの洪水調節施設を今後検討していく中で分担を決めることを併記する。その際には、新規ダムの代替施設である遊水地や既存ダムの活用を優先して検討する。

整備計画では、現時点ではダムを位置づけることはできないという委員が圧倒的に多数を占めており、「新規ダムは選択肢として残すが、新規ダム代替策を優先して検討する」という委員も含めると、新規ダムの位置づけに賛成する委員は2名にすぎない。少数意見の取り扱いは今後検討するが、県が環境問題等について新たな提案や説明がないかぎり検討のしようがないので、委員会としては整備計画では新規ダムを位置づけない方向で検討を進める。

県は、新規ダムを整備計画に位置づける主張をさらにおこなう場合には、新規ダムを造っても武庫川峡谷の環境を保全できること、あるいはダムが環境に与える影響の程度を根拠とともに明確にする。

以上